

平成24年度資金不足比率の公表

平成24年度公営企業会計決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、次のとおり公表します。

記

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 (%) | 備 考 |
|----------------------|------------|----------|
| 西粟倉村簡易水道事業 特別会計 | — | 令第17条第3号 |
| 西粟倉村農業集落排水事業 特別会計 | — | 令第17条第3号 |
| 西粟倉村観光事業特別会計 | — | 令第17条第3号 |

参考：算定の基礎となった資料は、総務企画課に備えています。